

軽自動車税の税率変更についてお知らせします

■原動機付き自転車および二輪車
 (表1参照)

広報はなまき平成26年12月1日号で、原動機付き自転車および二輪車などの軽自動車税の税率が平成27年度から変更になるとお知らせしました。しかし平成27年度税制改正により税率の変更が1年延

期され、平成28年度からとなります。

■軽三輪車および軽四輪以上の車
 (表2参照)

最初の新規検査(※)により、現行税率、新税率のいずれかの税率になります。

【表1】原動機付き自転車および二輪車など

種別	総排気量など	税率(年額)	
		平成27年度まで	平成28年度から
原動機付き自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超125cc以下	1,600円	2,400円
	20cc超(三輪以上)	2,500円	3,700円
小型特殊自動車	農耕用	1,600円	2,000円
	その他	4,700円	5,900円
軽二輪(125cc超250cc以下)		2,400円	3,600円
小型二輪(250cc超)		4,000円	6,000円
雪上車		2,400円	3,600円

【表2】軽三輪車および軽四輪以上の車両

種別	乗用	自重	現行税率	新税率	重課税率
			軽三輪	3,100円	3,900円
軽四輪以上	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円

※最初の新規検査とは、車両番号の指定を受けたことのない軽自動車に新たに使用するとき受ける検査です。年月は、自動車検査証の「初度検査年月」の欄に記載されています。

○現行税率
 平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両が対象です。新規検査から13年を経過するまで適用されます。

○新税率
 平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両が対象です。新規検査から13年を経過するまで適用されます。

○重課税率
 最初の新規検査から13年を経過した車両に適用され、14年目の年度から重課税率になります。平成28年度分から導入される税率です。

【例】
 ▽平成27年4月1日最初の新規検査

査↓平成27年度から新税率、平成41年度から重課税率
 ▽平成14年12月以前に最初の新規検査↓平成27年度は現行税率、平成28年度から重課税率
 税額については、市ホームページに掲載している「軽三輪車および軽四輪以上の車両の初度検査年月別税率表」でご確認ください。

■軽自動車税の減免

身体または精神に障がいがある方が所有する軽自動車などは、1台に限り軽自動車税の減免を受けられる場合があります。5月に送付する納税通知書の裏面をご覧ください。

▽申請期限 5月25日(月)

【問い合わせ】
 本庁市民税課
 (☎24・2111内線236)

震災被災者の住宅などの復興を支援します

東日本大震災により被災した住宅や宅地の復興を支援するため、下表の補助を行っています。各項目を組み合わせてもできます。

【問い合わせ・申し込み】
 本庁都市政策課
 (☎24・2111内線543)

■工事費補助(受付期限は平成30年度)

区分	対象となる工事	補助の割合	対象者
補修(10万円以上の工事)	被災者生活再建支援制度や災害救助法の応急修理制度の適用を受けない、一部損壊および半壊の被災住宅の補修工事	2分の1 (限度額30万円)	被災した市内の住宅に居住する人
耐震改修	耐震基準を満たさない住宅を耐震基準に適合させるための改修工事	2分の1 (限度額60万円)	
バリアフリー改修	床の段差解消、手すりの設置、高齢者トイレの設置などの改修工事	2分の1 (限度額60万円)	
県産材使用改修	県産材を0.5立法以上使用する住宅改修工事	2分の1 (限度額20万円)	被災した市内の宅地を所有または管理する人
宅地復旧(20万円以上の工事)	のり面の保護工事、排水施設(宅内側溝など)設置工事、地盤補強・整地工事、擁壁設置・補強工事、地盤調査および設計調査費、その他安全性の回復に必要な復旧工事	2分の1 (限度額200万円)	

■利子補給(受付期限は平成30年度)

対象	補給の割合	対象者
新住宅債務(被災後、新たに受けた融資の利子)	住宅補修 1%以内 (対象融資限度額640万円) 新築 2%以内 (対象融資限度額1,460万円)	上記の工事をする人 または 市内外で被災し市内に住宅の新築・購入をしようとする人
既住宅債務(震災前から受けていた融資の利子)	新住宅債務が生じた時点から5年間分の利子を一括補助(震災後新たに借り入れた額が上限)	

■住宅新築・購入補助(受付期限は平成30年度)

区分	要件	補助の金額	対象者
バリアフリー対応住宅の新築・購入	高齢者などが暮らしやすいよう、通路や出入り口の幅などが一定の基準を満たすこと	床面積75平方メートル未満	40万円
		床面積75平方メートル以上120平方メートル未満	60万円
		床面積120平方メートル以上	90万円
県産材を使用した住宅の新築・購入	10立法以上の県産材を使用していること	使用量10立方メートル以上20立方メートル未満	20万円
		使用量20立方メートル以上30立方メートル未満	30万円
		使用量30立方メートル以上	40万円
住宅の新築・購入	国の被災者生活再建支援金の基礎支援金および加算支援金(建設・購入に限る)の支給を受けていること	2人以上の世帯	100万円
		1人世帯	75万円



これから、山菜採りなどで山に入る機会が多くなりますが、クマも冬眠から目覚めて活動し始めます。山に出掛ける際は次のことに注意しましょう。

- クマに遭わない工夫をする
 - *クマの行動が活発な朝夕や霧が出る時は特に注意する
 - *単独行動は避け、2人以上で行動する
 - *鈴、笛、ラジオなど音のする物を身に付け、人の存在を知らせる
 - *時々辺りに注意を払い、クマのふんや足跡を見つけたらすぐ引き返す
 - *子グマを見つけたらそっと立ち去る(近くに親グマがいて危険)

- クマに遭ってしまったら
 - *慌てず騒がずクマを刺激しない
 - *急に立ち上がったたり、大声を出したり、物を投げつけたり、背中を見せて走って逃げたりしない
 - *クマの動きを見ながらゆっくり後退する

- クマを引き寄せないために
 - 野山に生ごみなどを捨てないでください。残飯の味を覚えたクマは、やがて人里まで下りてきて、人に危害を与えることがあります。

- クマを見かけたときや農林作物の被害を受けたときは
 - 下記に電話の上、「クマを見た」「クマの被害を受けた」とお伝えください。
 - ▷本庁(☎24-2111)、または各総合支所(大迫☎48-2111、石鳥谷☎45-2111、東和☎42-2111)
 - ▷県南広域振興局花巻保健福祉環境センター(☎22-4921)
 - ▷花巻警察署(☎23-0110)

●ハクビシン用の箱わなを貸し出します

市では、ハクビシンによる農作物被害などを軽減するため、捕獲用の箱わなを無料で貸し出します。捕獲するには許可が必要です。詳しくは農村林務課または各総合支所産業係へ。

